

第十三回 参議院 厚生委員会 會議録 第十九号

昭和二十七年五月九日(金曜日)午後一時三十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 梅津 錦一君
理事 深川 タマエ君

委員 大谷 繁潤君
小杉 繁安君
中山 壽彦君
藤森 眞治君
河崎 ナツ君
山下 義信君
谷口 弘三郎君

政府委員

厚生政務次官 松野 頼三君
厚生省業務局長 慶松 一郎君
厚生省保険局長 久下 勝次君
事務局側

常任委員 草間 弘司君
会専門員 多田 仁巳君
会専門員

本日の会議に付した事件

○国民健康保険再建整備資金貸付法案
(内閣提出、衆議院送付)

○小委員長の報告

○麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(梅津錦一君) 只今から厚生委員会を開きます。

国民健康保険再建整備資金貸付法案を議題といたします。保険経済に關する

る小委員長の報告を求めます。

○中山壽彦君 先日厚生委員会におきまして、国民健康保険再建整備資金貸付法案の審議を保險経済に關する小委員会に付託されましたので、小委員会は昨日八日と本日二回に亘り開会し、慎重審議をいたし、小委員各位と政府當局との間に種々熱心な質疑応答が交されたのでありますが、問題の焦点は、

一、保險料の收納率七〇%以下の真に經營困難に陥つておる保險者に対しては如何なる措置を講ずるか。
二、貸付利率年六分五厘は高過ぎないか。
三、貸付予算額は過少である、この程度では國保の再建整備は可能だと認めるか。
四、政府は國保の再建整備に關し根本的解決策を講ずる意図はないか。

等々に集中されたのであります。これに對しまして政府當局から、
一、保險料收納率七〇%以下の保險者に對しては、貸付制度によることは不適当と考へる、これらに對しては別途奨励金制度を活用して遺憾なきを期したい。
二、貸付利率については預金部資金を融資する場合の例に準じたのであつて、國庫に對する貸付利率のみを特に安くすることは困難である。
三、貸付予算額四億圓は過少ではあるが、このほかに奨励金予算が四億圓ある、若し貸付予算が不足した場合は補正予算で増額するつもりである。併

し今回の措置で國保の再建整備は十分だとは考へていない。政府においては目下國保の実態調査を行なつてゐるから、これに基いて根本的解決策を講ずる方針である。
との答弁がありました。かくて小委員会におきましては更に検討を加えた結果、この法律案に對しては次のような要項事項を附して承認することに決定した次第であります。以上御報告申し上げます。

要項事項を附加して申し上げますと、
一、貸付金の貸付要件を具備しない保險者についても、貸付金の貸付により、事業を再建することが可能であると認められるものに對しては、第三條の「特別の事由」の適用範圍を広く解釋して、貸付金の貸付を行うこと。
二、診療報酬の未拂額に對し、貸付金の予算額は極めて少額である。よつて本年度における補正予算又は次年度における予算において、貸付金の予算額を増額すること。
三、この貸付金の貸付は、昭和二十六年年度末までの診療報酬の未拂を解消することだけを目的としてゐるが、昭和二十七年年度以降に生ずる診療報酬の未拂に對しても貸付を行うことを考慮すること。
四、財政難におちいつてゐる保險者に對する國の財政的援助として、この貸付金だけでは極めて不十分であるから、是非とも給付費に對する國庫補助を早急に実現す

ること。

五、國民健康保險の現状を徹底的に再検討し、実情に即応した適切な根本策を確立すること。

○委員長(梅津錦一君) 只今の中山小委員長報告を承認することに御異議ございませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(梅津錦一君) それでは質疑を続行いたします。只今の小委員長報告を含めた法案全部について御質疑を願ひたいと思ひます。

○藤森眞治君 この法律によりまして保險者の或る一定数のものは經營がよくなつて来るかと存じますが、併しこれから落ちたものは勿論先ほどの小委員長報告にもありましたように、或る方法が講じられるといはしめてもなかなか容易ではない。そこで問題があらりますのは、現在保險医に診療報酬を拂つていない組合が相当たくさんあります。殊にこの法律の適用によつて一部は救われるといはしめても、恐らく相當数のところは大部分がこれの對象にならない。悪い、經營状態のよくない保險者の所に、そういう保險医に對しての支拂が行われておらないのじやないかと思ふ。而もこれは僅かの間でなく、聞くところによりますと、二年、三年も支拂われておらないというのがあります。殊に我々が知つております範圍におきましても、一年以上支拂われておらないという現状を見ております。これに對して政府としてはどういうふうな対策をおとりになるおつ

もりがございましょうか。ただ保險者を救うだけが、これが國民保險の再建整備じゃない。どこまでも医療担当者というものに迷惑をかけないように、医療担当者の犠牲において國民保險が行われるというようなことは、これは大いに避けなければならぬと考へるのであります。この支拂われておらない診療報酬に對しての今後の対策としてはどういふお考へがございましょうか。

○政府委員(久下勝次君) 診療報酬の未拂につきまして、根本的な対策を講ずる必要がありまして、これは仰せの通りであります。この制度それ自身がそれを狙つておることはもう御承知の通りでございますが、只今の御質問の御趣旨は、この制度によつて貸付金を受けられない弱小の保險者に對してどういふ措置を講ずるかといふお話でございます。要項事項の中にもございまして、要するに、私もいたしましては、國民健康保險事業の根本的な対策につきましては、只今基礎的な調査を進める準備をいたしておるのでございまして、この基礎的な、根本的な調査に基づきまして対策を研究をいたしたいと思つておるのでございまして、差当り予算化されておりました、本年度以降着手したいと思ひますことは、御承知の通りこの貸付以外に奨励交付金制度がございまして、予算総額は大体この貸付制度の予算と同等でございます。これは只今のところ財政當局との話し合いによつてきまつておりまする

方針は、同様に七〇%以上の保険者に一定の比率で奨励金を交付する建前でございますが、これは将来の問題といたしましては、仮に二十六年年度の成績が七〇%に達しない保険者でありまして、二十七年年度に努力をして七〇%に達すれば、二十八年年度において奨励金を受けることができるというふうな運用をいたしたいと思っております。申すまでもなく診療報酬未拂の起ります根本的な原因の最も主なもの、保険料の未収に基くものでございまして、この方面に若干でも活を入れることによりまして、保険料の徴収が向上して参りますれば、御趣旨の点の一部は達せられるのではないかと申すのでございます。こういうことを只今のところとしては具体的に考えておるのでございまして、勿論これはこれによつて全部が直ちに解決するとは思つておりませんけれども、この貸付制度と相待ちまして、相当な成果を挙げ得るよう努力をしたいと思つております。更にそれ以外の根本策につきましては、最初申上げた通り今後の基本的な調査に基きまして検討して参りたいと思つております。

○藤森眞治君 そうしますと、現在までに或いは二年、三年というふうな診療報酬を拂つておらない、そういうふうな組合に對しても何らかの方法を講じて、一応そういうことのないようにされるおつもりでございませうか。

○政府委員(久下勝次君) 只今のところといたしましては、全面的にこの問題を解決するという段取りまでは確信を持ってお答えいたしかねるので恐縮であります。先ほど来申しておりますように、国民健康保険制度の根

本を調査いたしましたして、それに基いて更に適切な方法を考慮したいと思つております。なお先ほどちよつと申し落しました、現在すでにやつておりますやういふ一つとして、預金部資金から、これは短期ではございませうが、年度内の短期貸付をすることによりまして、これも若干は診療報酬の未拂の解消のために役立つおるものと思ひます。現在年間二、三億くらいはその方面に貸付が行われておるのでございまして、そういうふうな方法もすでに実施しておりますことを申加えたいと思ひます。

○山下義信君 一つ二つ伺いたいと思ふのでありますが、今回の貸付の方法は、三カ年の間に貸付をされるようでありませうが、明年新たに借りたいというものにつきましては、やはり今年と同じような方法がとられることになるのでありませうか、如何でありますようか。

○政府委員(久下勝次君) 先ず御質問の点につきまして、第一には本法案の十三條にございまして再開保険者、又は他の保険者の権利義務を引継ぎましてその仕事を始めました保険者、これは二十七年三月三十一日現在に保険者でありませうけれども、その後一年間にそういうふうな状況になりますれば、十三條の規定によりまして貸付を受けられることに相成ります。そのほかに二十六年年度の成績ではこの條件に合いませんで、二十七年年度に貸付を受けられなかつたものにつきまして、二十七年年度の成績が八〇%以上の徴収成績を挙げた場合には、二十八年度において新たに貸付を受けられるようになつておるのでございませう。

○山下義信君 そういうことになつておるだらうと思ふ。それで私が伺うのですが、今年新たに借りたいと思ふのは七〇%以上の収納率があれば初めての第一回の借入金ができる。明年同じように初めて借りたいと思ふのは、明年では第一回の借入ができません、今年と明年とは同じ初めて借りたいというものであつても、條件が著しく不利になつておるやうに思ふのでありますが、それはどうしてそういうことになつたのであるか、伺いたいと思ひます。

○政府委員(久下勝次君) そのようになつております理由は、昭和二十六年年度に保険料の徴収割合が七〇%以上に達してございまして、二十七年年度において最初の年に貸付を受けられましたものでも、更に二十八年度に貸付額の残りを借受けました場合には、一〇%二十七年年度で成績を挙げなければいけないという事になつておるのでございませう。それと均衡上、二十八年度で初めて貸付を受けましたものにつきましては、最低を八〇%ということに押えたのでございませう。

○山下義信君 それがわからんから、明年初めて借りたものは八〇%にしておかなければならぬ、つまり言い換へると、昭和二十六年年度のこととはわかつておるのでありますが、その後改善して一足飛びに八〇%になつていなければ明年借りるというものはできないことになつておる。やはり明年借りることになつて、今年借りがなくとも明年初めて借りるものは、今年初めて借りると同じように、その制度を適

用してよろしいのではないか。ただ三カ年間のうちに、あと二カ年しか……三年の間順次スライドして行けば、成績が上れば三年経てて借りられるが、二カ年しか借りられる年限がないだけのことである。初めて借りるということとは同じことなのであります。それを今年全部貸してしまふという御方針なれば、この法律で定められた貸付制度は極めて合理的であるわけなのであります。もう今年申入れたもの以外には貸さん、これで打切りだ。それで一遍に貸付の必要のあるものは済ましてしまふ。今年借入れなかつたものにはもう貸さんということならばよくわかる。併しこの三カ年の間に初めてのものにでも必要を生じて希望するものには貸すということになると、今年最初に借りるというものの条件と、来年初めて借りるというものの条件と同じようにして置いてもいいのじやないかと私は言ふのです。来年初めに貸すものは、今年借りたものが又来年行くとすると、八〇%になつておる必要があるという事を規定してあるものでしょう。ですから、最初借りるものは明年になるという、言い換へると不利……不利ということはないが、自分の成績がよくなるのですから、不利ではありませうけれども、一応この條件が別に置いてあるということが私にわからぬ。ですから反問すれば、この貸付は今年中に皆申請させるといふ方針とか、そういうことであるならば首肯できるのであります。その辺がどういふふうになされるお考えかということをお聞かせたい。

○政府委員(久下勝次君) 制度を立て方の問題でございまして、確かにお話を

のようにな立て方をすることも方法であらうかと思ふのでありますが、この制度を考えましたのは、申すまでもなく昭和二十六年年度末に存在しておりましたそれまでの診療報酬の未拂、即ち赤字を解消しようということと同時に、将来に向ひまして保険料の徴収成績を挙げることによつて、二十七年年度以降の赤字は保険料の徴収成績の向上によつて解決をして行こうという実は裏のほうの行き方も狙つておるわけでございます。その關係から先ほど申ししたのでありますが、二十七年年度に貸付を受けまして、それは二十六年年度に七〇%以上の成績を挙げた者、引続き二十八年度で残額の貸付を受けました場合には、今申したような意味から、保険料徴収成績が更に一階級上るといふことを條件としておるわけでございます。従ひまして、二十七年年度にすでに借りておつた者でも、二十八年度になれば最低限八〇%の徴収成績を挙げなければならぬということになつております。關係上、二十八年度で新しく借りる者も同じ條件を付けたと、こういうことになつておるわけでございます。

○山下義信君 初め借りて一年経過して成績を挙げなければならぬ者に八〇%を要求することはわかるのです。初めて借りる者に初めから八〇%、つまり一年貸付して、一年後の奨励を受け一年間満ちた者と同じように、最初から借りる者に明年に限つて八〇%という條件を要求することが道理上私は納得ができません。それでいろいろ御都合でこういう制度を立てられたのでありませうから、それから先は意

見の対立ですから申し上げませんが、何
かの事情によりまして明年借りよう
とする者も、これも法律のどこかにあ
りますように、この要項事項の中にもあ
りますように、特別の何か事情があつ
たものとして、できるだけ便宜をお與
えになるように、当然のことでありま
す。私はお願いしたいと思つて、そ
ういふ点一つ御研究下さつて御考慮が
願われるかどうかということは何つて
おきます。

○政府委員(久下勝次君) 先ほどの要
項事項にもございましたように、私
どもとしては只今の御質問の趣旨に副
うように、今後予算の折衝につきま
しても十全の努力をいたしたいと思つてお
ります。

○山下義信君 この法案の目的は、提
案の御趣旨にありますように、従来の
焦付を解消させるということにあり
ます。御尤もな狙いでありまして、同
感であります。そうすると焦付の多い
者に私はたくさん貸すのが合理的
で、焦付の少ない者と焦付の多い者に
どつちに余計貸すかといつたら、焦付
の多い者にたくさん貸してこそ、焦付
の解消の援助ができるわけです。然
るに本案を見ますと、焦付の多い者には
少く、焦付の少ない者には逆にたくさん
貸すような立て方になっております
が、それはどういふお考え方でありま
しょうか。

○政府委員(久下勝次君) 初年度だけ
押えますと、確かにお話の通りでござ
います。少くとも保険料徴収成
績が七〇%以上であります保険者に
つきましては、三カ年に亘りましてい
ずれも同額の貸付金が貸付られるこ
とになつております。これは先ほど申

上げたように、借受けます金額はそ
ういふ意味で比率は同じでございます
が、それが確かにお話のように或る者
は、成績のいい者は一年間に借りられ
て解消ができるし、その他の者は、成
績の比較的低い者は二年乃至三年度
に分けて借受けられるということにな
つておるのでございます。この点は、先
ほども申し上げました保険料徴収成績を
逐次率上げるようにしたいという一種の
奨励の意味もこの制度に含まれたもの
でありますので、このようになつて相
成つたわけでございます。

○山下義信君 収納率の成績を挙げる
ようにするのだという御趣旨は御尤も
であります。確かに効果はあらうと
思ひます。全然無効とは考えない。従
つて収納率が上がれば焦付の解決もこ
れによつて促進できるというまあ間接
的な効果といふことも、そういうこと
も考えられることも御尤もでありま
す。併しながら只今申し上げましたよ
うに、元来は焦付そのものを直接に解決
されるというのが一番よろしい。これ
は少し廻り道をやるような方法になつ
ておりますが、私もから考えると、
痛になつておる焦付そのものを直接解
決するといふような考え方のほうが直
接効果もあるわけですね。而もこの焦付
たるや、殆んど解決が困難なものが今
日の焦付となつておると私も思つて
おります。そういう点が実は本案
の狙いである焦付解消といふものと
の関係でいささか納得しがたいような
点もあると思ひますが、併しそれは別
といたしまして、今回のこの貸付に利
子をお取りになりますのはどういふわ
けでありますか。これが私に合点が
いふ。どういふわけで利子をお取りに

なるかといふことを承わりたい。
○政府委員(久下勝次君) この貸付金
に対する利子の問題につきましては、
厚生省の立場から押しますれば、でき
るだけ無利子か、或いは利子を取るに
しても安くしてもらふということでは
何か交渉を重ねたのでございます。併
しながら一般市町村に対する預金部資
金の貸付即ち起債の利子などとの比較
もございまして、この点は私も努力
をしてみたいものであります。けれど
ども、結局一般市町村の起債並の預金
部資金の貸付の利子と同等以上のこと
は実現を見られなかつたのでございま
す。

○山下義信君 この貸付の財源はど
から持つて来ることになつております
か。これは預金部資金から廻るのであ
れば、それは利子のかかる金でありま
すから、そういうこともあらうかと思
ひますが、財政の一般会計から貸付資
金が出ておるのでございましょうか。
預金部資金からでありましょうか。私
はこれは予算に計上されておるとしま
すと、一般会計からの財源になつてお
るのじやないかと思ひます。どちらで
しょうか。

○政府委員(久下勝次君) 仰せの通
り、これは一般会計から出される金で
ございまして、その意味では、預金部資
金の問題を私にあげて申しましたけ
れども、別のものであります。私が
が申上げましたのは、預金部資金の市
町村に対する貸付金が全部こういうこ
とに行つておるので、そういう関係も
あつてこれだけを特別な扱いをするこ
とができないという財政当局の意見が
ありまして、ここに落ちつきましたよ
うな次第であります。

○山下義信君 これはあなたを責めて
もいかんと思つてありますが、これ
は非常に不合理だと思つて、一般財政か
らの貸付をするのに、利子のかからな
い金を使つて貸付して利子を取るとい
うことは、政府がそれだけ儲けること
になるのは面白くない。殊に六分五厘
という貸付利率は、この種の融資とい
たしましては私は甚だ面白くないと思
つて、現に例えれば同じ社会保険におきま
しても、健康保険等の赤字の繰越資金
などには何も利子をとらないのです。
それが市町村のこういう再建整備の貸
付にはこれだけの条件を付けて、そし
て貸した後の条件まで要求しておい
て、それから利子を取るといふこと
は、これは世間の高利貸でもしませ
ん。高利貸のような金貸しでも貸した
後の金の儲け方までいろいろ約束して
おいて利子を取るといふことはしませ
ん。非常に酷な気が私はするのであ
ります。これは当然無利子でいいと
思ひますが、今ここには財政当局はお
りませんが、若し国会がここで六分五
厘といふことをお割りになれば無利子
で貸付けることもできる。私も
そうしたい。あなたを責めるのでなく、
むしろ我々国会がやればよろしいので
すが、そこまで御協議申し上げる時間
がなかつたからこれはいした方ありま
せんが、今後は国会がそのことをやかま
しく言つたといふことを、ここに速記
にも残るのでありますから、十分次
年度からは利子の問題につきましては厚
生省のほうでも一つお考えになりまし
て、こういうことをしてはいかん。本
来焦付を解消するならば補助金を以て
解消させればいいので、収納率の向上
を図るためには、これは別途奨励金を

出せばいいので、焦付の解決ならば、
これは当然政府出資で補助金を出せば
いい。赤字の解消に何十億という巨費
を投じておられますのに、利子を取るな
んというふうなことは私も甚だ面白
くないと思つておられます。意見に
なりますから申し上げます。

それから今一つ伺いたいのは、国保
の将来の言成をして行こうとされる政
府の方針であります。どういふ方針
を持つておいでになるかといふことを
伺いたいのであります。これは社会保
障制度の第一次の勧告、又は殊に第二
次の勧告におきましては、十分政府に
勧告がしてあるものであります。当初
の経緯につきましては、ここに関係の
各位もおられますから詳述は避けま
すけれども、審議会の意見といたしま
しては、国保の育成につきましては、
国家は将来覚悟をいたしまして、露骨に
申上げましたならば、強制的にこれを
強力に推進すべきことを要請して勧告
がなされておる。だからどういふ方針
を持つておられるかといふことを明ら
かに承つておきたい。その根本方針
の線に沿つての本案に手を打たなけ
ればならぬ、かように考えます。その
点、伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(久下勝次君) 厚生省とい
たしましては、社会保障制度審議会
の二回に亘る勧告の趣旨を十分了
承し、又そのあるべきであると信じま
して、少くともそういう精神で今日まで
いろいろ対策を講じて折衝を続けて
参つたつもりでございます。その結果
努力をして来たつもりではあります。け
れども、結果として取りあへず本年度
はこの貸付金制度並びに奨励交付金の
制度は僅かながら実を結んだというよ

うな次第であります。

うな結果に終つておるのであります。私どももいたしましては、今後社会保障制度審議会の勧告の趣旨なり、或いは又衆参両院の昨年のそれらの御決議の趣旨にも副いて、これを實現いたすように努力をいたすつもりでございます。

○山下義信君 私は見解を申し上げないと言つて意見を申し上げて済みませんが、この国民保険の保険料をこれを保険税と改めた。保険税と改めたことにつきましては、私は政府におきまして責任があると思う。これが徴収におきまして、租税同様の徴収権が與えられておるのであります。保険料という建前でやつておつたときと、これから税といたしまして徴収することを許した後におきましては、国といたしましての私は責任感に非常に相違するものがあると思ひます。従来の国保に対する指導の考え方と言ひますか、方針は、保険税として徴収されることになつた後の国保のあり方についての指導につきましては、政府におきまして重大なる私は決意をしてもらわなければならぬと思ひます。その点、私は政府の今後におきます国保の強化育成の態度につきまして、しっかりと考へて記録にとどめておきたいと思ひますので、御答弁を願ひたいと思ひます。

○政府委員(松野三三君) 国民健康保険は只今私どもの一番大きな希望を持つておりますのは、本年は当初以来国保の再建整備、或いは奨励金等少額しか予算に計上されませんでした。少くとも多年の懸案の突破口と申しますか、一歩たりとも将来の見通しとして国の財政を幾らかでも注ぎ込んで行きたい、こういう考へで相当予算折衝に

おきまして努力いたした大きな問題です。これも幸いに少額なりとも実は本日提案して御審議を頂くような法案ができたということも、実は厚生省として全力を挙げた一つの現われであります。金額が甚だ零細であります。これに依つて今後の財政的援助も一応第一歩を踏み出したと、こう考へております。将来とも私どもは先ほどの御趣旨のごとく、政府として或る程度の責任を国民健康保険に負わなければならぬ。今後の育成発達には、相当限度に達してある、市町村におきましては保険料の徴収率も各市町村とも努力されておりますが、相当限度に達してあるという状況になつておまして、中には財政的に保ち得ないから立つて行けないという町村財政も現われて来ております。たゞ、お決議がありま

すように、二割国庫負担という審議院の決議を尊重いたしまして、何らかの形で今後とも財政援助をして行きたい。本年は只今御審議のように、先ずその前に一つ自力で最高限度の自立達成の目標に近づくような奨励金の意味の奨励金、再建整備資金というものを、只今御審議を仰いでおります。非常の考へ方は、言葉は足りませんが、常に今後の大きな力を與えて行きたいという努力の結果と、こう考へております。

○委員長(梅津錦一君) はかに御発言もございませうです。質疑は盡きたものと認めまして差支えございませんか。

○委員長(梅津錦一君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。本案全部について御意見のありのたはそれ／＼賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○中山壽彦君 討論を省略して直ちに採決に入られる動議を提出いたしま

す。

○委員長(梅津錦一君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(梅津錦一君) 速記を始めて下さい。只今の中山委員の動議について如何いたしましうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(梅津錦一君) 御異議ないものと認めまして、それではこれより採決に入ります。国民健康保険再建整備資金貸付法案を衆議院送付案の通り可決することに賛成のかたは御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(梅津錦一君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

それから委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とされたかたは順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

深川タマエ 大谷 豊潤
小杉 繁安 中山 壽彦
藤森 眞治 河崎 ナツ
山下 義信 谷口三郎
○委員長(梅津錦一君) 署名漏れはございませんか……、署名漏れないと認めます。

なお、本会議における委員長の口頭報告については委員長に御一任願ひたいと思ひます。

いと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(梅津錦一君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(梅津錦一君) 次に、麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。前回に引き続き質疑を行います。御質問を願ひます。

○藤森眞治君 この家庭麻薬を緩和するということについて、何も弊害が起る心配がありませんかということに承わりたいのですが、殊にこれによつて一般人がたぐさん買入、又この場所もいろ／＼な所で買うというようになつて、弊害を及ぼすことがないですかということをお尋ねします。

○政府委員(藤松一君) 家庭麻薬をいささか緩くいたしますことによりまして、弊害が生じないかというお話でございますが、実は家庭麻薬として認めようとするものがござりまする。これは、コデインのみでござりまする。ほかの麻薬につきましてはこれを今のところ認めるつもりはござりません。御存じでもございませうが、コデインにつきましては、その麻薬としての力は極めて弱く、むしろ咳をとめるとか、そういうたぐひに非常に珍重されるのでござりまする。その意味におきましてコデインを実は考へておる次第でございます。

○谷口三郎君 今回の家庭麻薬には阿片、それからモルヒネ剤を取り除かれたのですが、これにはどのくらいの中毒者が殖えたとかいうような統計が

ござりまするか。

○政府委員(藤松一君) 麻薬中毒者というものは御承知の通りその性質から申しまして、正確な数字をつかむことは極めて困難でございますが、現在判明いたしております中毒者は約全国で五、六千名だと存じますが、併し実際上といつたしましては年々増加の傾向にあることも否めない事実でございます。大体先ず一割から一割五分ぐらいの程度で殖えているということをお申さざるを得ないことは誠に遺憾でございます。

○谷口三郎君 この麻薬中毒者がだんだん殖える、とにかく或いはヘロインとかモルヒネなどにおきましては、まあ百人のうちの一割ぐらいがそれである。それからそのほか阿片とか、コカインというものがあつて、そのほか一割、一割ぐらいのものがその他の麻薬というやうなこの前資料を頂いておられますが、その一割の麻薬というのは一体どういふものでしょうか、どの種類からきておるのでございませうか。

○政府委員(藤松一君) 麻薬と申しましても、只今申し上げましたように、或いは今谷口委員が仰せになりましたように、コカインとか或いはモルヒネ、ヘロイン等が主なるものでござりまするが、併しながらそのほかにもジオニンとかそういうものがあるものでござりまして、大体一般的に申しますと、コデインによる中毒というやうなものは余りござりません。その他の例えばバビナルとかそういういろいろの麻薬の混合物、これによる中毒者で

○谷口三郎君 今回の麻薬の取締も

大麻の問題が出ておりますが、日本におきまして大麻の麻薬というのが一体どのくらいあるでしょうか、或いは一年間にどのくらい生産されておりますでしょうか、それを伺いたいと思ひます。

○政府委員(慶松一郎君) 大麻によります麻薬というものは、薬局方等には大麻エツキスとか大麻チンキというものが載っておりますし、まあ過去において載つておつたものでございますが、今日におきましては實際問題といひましては、大麻の製剤というものは我が国においてはございません。但しこの大麻につきましては、國際條約にも大麻の取締りということが載つております。その意味におきまして、我が国においても國際條約を遵守するといふ意味から大麻取締法なるものを制定いたしておるのでございますが、ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(梅津錦一君) 速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(梅津錦一君) 速記を始め

○政府委員(慶松一郎君) 大麻取締法といふものが存在いたします限りにおきましては、この大麻の栽培に關しまして許可制をとつております。その意味におきまして、やはり年に一回ぐらひは報告をとることが適當であらう、こう考へておる次第であります。従ひまして、今後におきまして当分これを廃止するといふような見通しは私どもとしては考へておりません。

○委員長(梅津錦一君) ほかに御発言もございませうですから、質疑は盡きたものと認めまして御異議ござい

ませんか。

○委員長(梅津錦一君) 御異議ないものと認めます。

○谷口三郎君 討論を打ち切りまして、早速採決に入る動議を提出いたします。

○委員長(梅津錦一君) 討論省略の動議がございしますが、如何いたしませうか。

○委員長(梅津錦一君) それでは討論は省略することに決定いたします。

○委員長(梅津錦一君) それでは討論は省略することに決定いたしました。麻薬取締法及び大麻取締法の一部を改正する法律案について、原案通り可決することに御賛成のかたは挙手を願ひます。

○委員長(梅津錦一君) 全会一致でございます。原案通り本法案は可決せられました。

○委員長(梅津錦一君) それでは委員長の議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附することになつておりますから、本法案を可とされたかたは順次御署名を願ひます。

多教意見者署名

深川タマエ 大谷 尊潤
小杉 繁安 中山 壽彦
藤森 眞治 河崎 ナツ
山下 義信 谷口三郎

○委員長(梅津錦一君) 署名漏れはございせんか……署名漏れはないものと認めます。

なお、本会議における委員長の口頭報告については、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございせんか。

○委員長(梅津錦一君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(梅津錦一君) 御異議ないものと認めます。

本日はいかにて散会いたします。

午後二時三十九分散会

昭和二十七年五月十七日印刷

昭和二十七年五月十九日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所